区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十二　国土保全対策に要する経費がある場合

国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、○・一五）を乗じて得た額とする。

三十三　農家負担金軽減支援対策に要する経費がある場合

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

三十四　地盤沈下対策に要する経費がある場合

地盤沈下防止対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（地盤沈下によつて被害を受けた公共施設の補修等に要する経費にあつては○・三）を乗じて得た額とする。

三十五　公害健康被害の補償等に要する経費がある場合

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.8＋（C＋D）×0.6

算式の符号

A　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）又は同法に基づく命令の規定により道府県が施行する事務（国の補助金を受けて施行するものに限る。）の処理に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

B　国の補助金を受けて施行する公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律第46条に規定するものに限る。）に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

C　道府県が単独事業として施行する公害に係る住民の健康被害の救済及び補償に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　道府県が単独事業として施行する公害保健福祉事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十三　国土保全対策に要する経費がある場合

国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、○・一五）を乗じて得た額とする。

三十四　農家負担金軽減支援対策に要する経費がある場合

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

三十五　地盤沈下対策に要する経費がある場合

地盤沈下防止対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（地盤沈下によつて被害を受けた公共施設の補修等に要する経費にあつては○・三）を乗じて得た額とする。

三十六　公害健康被害の補償等に要する経費がある場合

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.8＋（C＋D）×0.6

算式の符号

A　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）又は同法に基づく命令の規定により道府県が施行する事務（国の補助金を受けて施行するものに限る。）の処理に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

B　国の補助金を受けて施行する公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律第46条に規定するものに限る。）に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

C　道府県が単独事業として施行する公害に係る住民の健康被害の救済及び補償に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　道府県が単独事業として施行する公害保健福祉事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額